

神山町介護サービス事業経営戦略

令和8年3月

神山町

1. 計画期間

令和8年度から令和12年度までとします。(5年間)

2. 事業概要

(1) 事業の現況

①事業の現況

法適／非適の区分	非適用	事業開始年度	平成10年度
事業の内容	老人デイサービスセンター	指定管理者制度導入状況	導入済み (利用料金制)

②施設

施設名	神山町デイサービスセンター	定員	25人 (第9期介護保険事業計画より)
延床面積	407㎡	居室床面積	—
サービス日数	286日 (令和6年度実績)	年延利用者数	6,352人 (令和6年度実績)

(2) 現在の経営状況

本事業は、指定管理者制度(利用料金制)を導入し運営している。利用料金制のもと、指定管理者が利用者から直接利用料金(介護報酬及び自己負担分)を収受し、事業運営を行っています。

現時点においては、事業運営に係る経費は介護報酬収入等により賄われており、町からの指定管理料の支払は行っていません。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

本事業は、平成22年4月より指定管理者制度(利用料金制)を導入し、民間の経営手法を活用することで経営の健全化を図りました。

現在は、地域の実情に精通した指定管理者である法人が運営を担っており、長年培ってきた介護サービスに関する専門的ノウハウや地域ネットワークを活用し、地域の特性や介護需要に即したサービス提供を行っています。

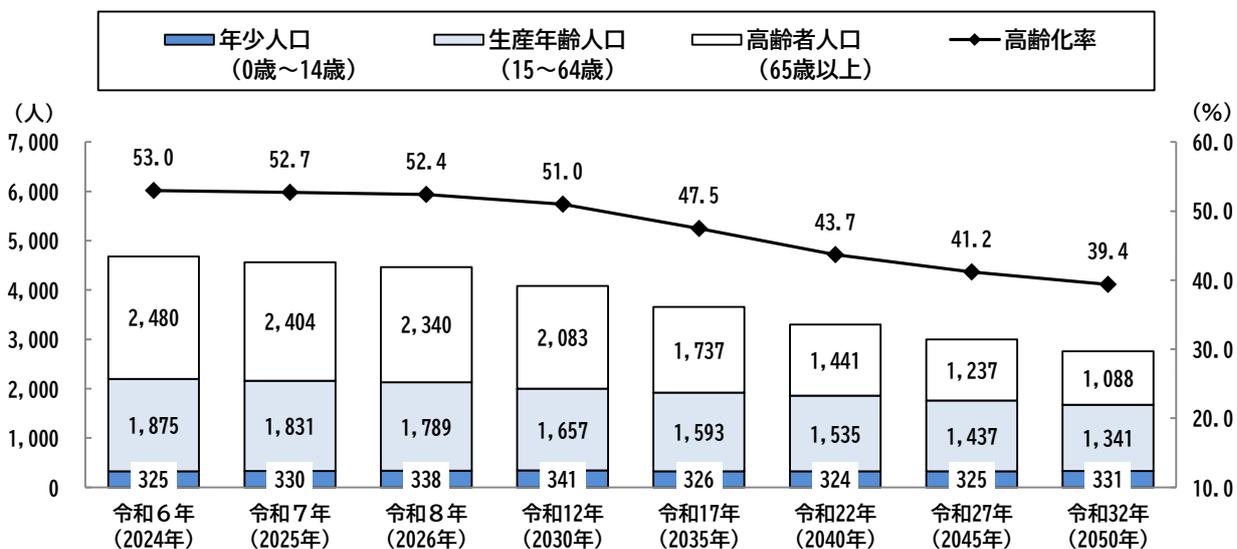
また、利用料金制のもとで効率的な事業運営を推進し、人員配置の最適化や業務改善等を通じて経費削減に努めるなど、安定的かつ持続可能な経営体制の確立に取り組んでいます。

3. 将来の事業環境等

(1) 総人口と高齢者人口の推計（第9期介護保険事業計画より）

本町では総人口、高齢者人口ともに減少する傾向にあります。計画期間の最終年である令和12年に総人口は4,081人程度となり、高齢者人口は2,083人程度となる見通しです。

区分	第9期			第11期以降				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総人口	4,680	4,565	4,467	4,081	3,656	3,300	2,999	2,760
年少人口（0～14歳）	325	330	338	341	326	324	325	331
生産年齢人口（15～64歳）	1,875	1,831	1,789	1,657	1,593	1,535	1,437	1,341
40歳～64歳	1,199	1,166	1,130	1,041	940	892	758	631
高齢者人口（65歳以上）	2,480	2,404	2,340	2,083	1,737	1,441	1,237	1,088
前期高齢者（65～74歳）	979	931	882	677	498	400	410	433
後期高齢者（75歳以上）	1,501	1,473	1,458	1,406	1,239	1,041	827	655
高齢化率	53.0%	52.7%	52.4%	51.0%	47.5%	43.7%	41.2%	39.4%
総人口に占める75歳以上の割合	32.1%	32.3%	32.6%	34.5%	33.9%	31.5%	27.6%	23.7%



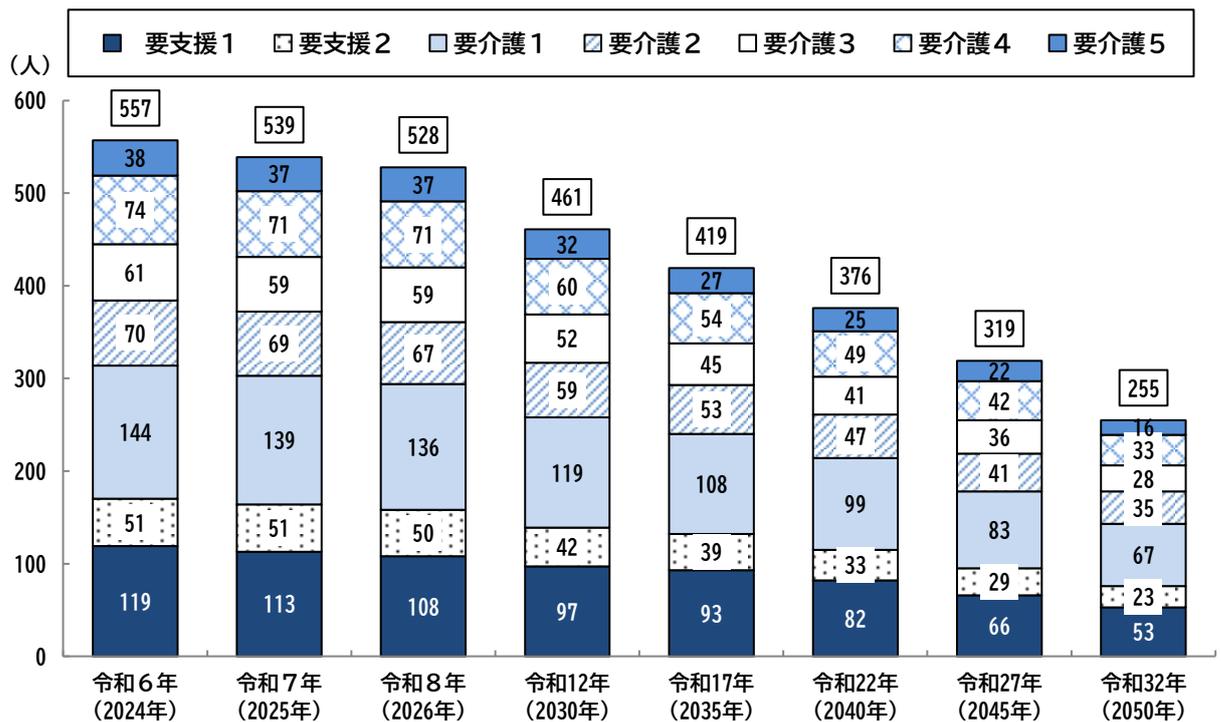
※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

(2) 要介護・要支援認定者数の推計（第9期介護保険事業計画より）

要介護・要支援認定者数は、わずかに減少傾向にあり、計画期間の最終年である令和12年に461人程度となる見通しです。

	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
要支援・要介護認定者数	557	539	528	461	419	376	319	255
要支援1	119	113	108	97	93	82	66	53
要支援2	51	51	50	42	39	33	29	23
要介護1	144	139	136	119	108	99	83	67
要介護2	70	69	67	59	53	47	41	35
要介護3	61	59	59	52	45	41	36	28
要介護4	74	71	71	60	54	49	42	33
要介護5	38	37	37	32	27	25	22	16

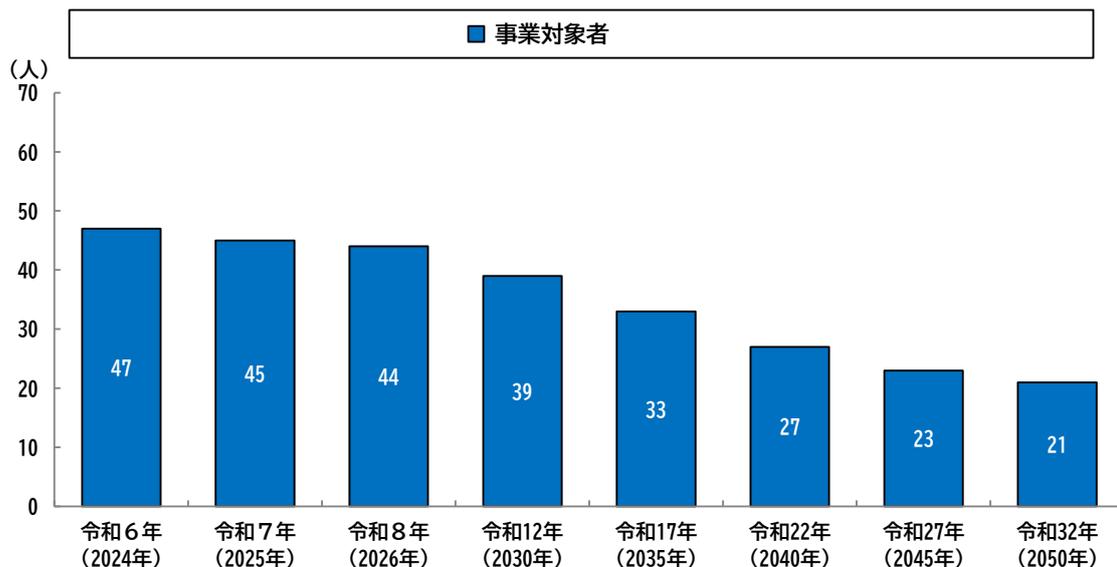


(3) 事業対象者数の推計（第8期介護保険事業計画より）

事業対象者数は、緩やかに減少していく見込みとなっており、計画期間の最終年である令和12年には39人程度となる見通しです。

単位：人

区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
事業対象者数	47	45	44	39	33	27	23	21



※資料：神山町健康福祉課介護保険係調べ（各年3月末）を基に推計。

(4) 高齢者福祉と介護における課題

神山町の総人口は減少を続けており、生産年齢人口および高齢者人口も今後減少していく見込みとなっています。高齢化率は今後も低下傾向で、令和32年には39.4%となる見込みです。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和12年まで上昇を続けるものの、それ以降は減少に転じ、令和32年には23.7%となる見込みです。

一方で、人口減少に対して、世帯数の減少割合は緩やかに推移しており、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の割合が増加しています。このことにより、地域活動の担い手不足が顕在化するとともに、高齢者を支える側の負担が大きくなっています。特に、地域における声かけや見守りを必要とする世帯が増加していますが、限界集落化が進む地域においては、自助・共助による対応には限界があり、公的支援の充実が求められています。

また、神山町の要介護・要支援認定者数は、中長期的には人口減少の影響を受け、減少傾向となる見込みとなっています。一方で、令和7年には団塊の世代が後期高齢者となり、当面の間は介護サービス需要の増加が見込まれます。

神山町は介護サービスを提供する事業所が近隣市町村と比較して少なく、利用者が選

択できるサービスの幅や支援体制が限定的であるという課題を抱えています。このため、地域内で完結するサービス提供体制の維持・確保が重要な課題となっています。

今後は、要支援・要介護状態となった場合においても、本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民のニーズに即した多様なサービスの確保と質の向上が求められています。あわせて、在宅サービスの充実、医療との連携強化、生活支援体制の整備を推進し、地域包括ケア体制の深化を図る必要があります。

(5) 施設・組織の見通し

現施設は平成10年竣工から28年経過し、建物及び設備の老朽化に伴い、令和7年度に施設の大規模な改修工事を行い、今後は、「神山町公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な予防修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

本施設は、引き続き指定管理者制度による運営を継続します。

4. 経営の基本方針

人口減少に伴い高齢者人口も減少傾向にあるものの、高齢化の進行により、一定期間においては介護サービスの需要増加が見込まれます。令和8年3月現在、町内の通所介護事業所は神山町デイサービスセンターを含めて2か所となっており、民間事業者の積極的な参入が望めない中山間地域において、本施設は、居宅介護ニーズの受け皿として重要な役割を担っています。

要支援・要介護状態となった場合においても、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためには、医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、包括的に支える体制の整備が不可欠です。このため、本事業においては安定的かつ継続的なサービス提供体制を確保することを基本とし、引き続き指定管理者制度による運営を行います。民間事業者の専門的知見や運営ノウハウを活用することで、サービスの質の向上と運営コストの適正化を図り、持続可能な事業運営を推進します。

5. 投資・財政計画

(1) 投資についての考え方

計画期間内に、大規模な投資の予定はありません。

(2) 財政についての考え方

現時点においては一定の介護サービス需要が確保されており、事業運営に要する経費は介護報酬等の収入により賄えていることから、資金不足は生じていません。

しかしながら、今後の人口減少や介護需要の変動、介護報酬改定等の影響を踏まえ、継続的な経営状況の把握と適切な管理が重要です。

このため、町は、事業計画、予算、決算その他の運営実績について定期的に評価を行い、経営状況の透明性を確保します。また、評価結果に基づき、指定管理者に対して適切な助言及び指導を行い、質の高いサービス提供と安定的な事業運営の確保を図りま

す。あわせて、経営環境の変化に応じて必要な見直しを行い、中長期的な視点に立った持続可能な経営体制の構築を推進します。

6. 経営戦略の見直しに関する事項

本計画の着実な推進を図るため、指定管理者からの定期報告、事業実績報告、決算資料等に基づき、事業の進捗状況及び経営状況の把握を行います。

町は、これらの報告内容を踏まえ、事業の実施状況、サービスの質、収支状況等について総合的に評価し、必要に応じて指定管理者に対し助言及び指導を行うことにより、計画の適切な進行管理を行います。

また、計画期間内であっても、神山町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の見直し、行財政状況の変化、社会経済情勢の変動その他経営環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

